ChatGPT

AIの再帰的自己改善による知能爆発が知的財産実務に与える影響

エグゼクティブサマリー

本報告は、**AIがAI研究開発そのものを自動化し、改善されたAIがさらに次世代AIの研究開発を加速する「再帰的自己改善（recursive self-improvement: RSI）」が成立し、そのフィードバックによって通常なら数年を要するAI能力向上が数か月以下に圧縮される「知能爆発（intelligence explosion）」が発生した**という条件付きシナリオを対象とする。分析基準日は**2026年10月1日**である。

2026年9月28日にAlan Chan、Geoffrey Hinton、Yoshua Bengio、Jakub Pachocki、Jack Clark、Eric Horvitzら22名が公表した論文 What if automating AI R&D triggers an intelligence explosion? は、AIによるAI研究開発自動化が自己強化的フィードバックを形成し得る一方、現段階の証拠は予備的であり、計算資源、データ、実験時間、収穫逓減、物理世界を伴う作業などがブレーキになり得ると明記している。したがって、**「知能爆発が近く必ず起こる」という科学的コンセンサスは存在しない**。他方、ひとたび高速なフィードバックが成立すると、能力向上の速度が社会制度・安全評価・法改正・裁判・行政審査の速度を上回り、人間による有意味な監督が失われる可能性を同論文は主要リスクとしている。 [1]

指定されたBusiness+ITの記事は、この論文を「ノーベル賞ヒントン氏ら22人による警鐘」として紹介し、①AIによるAI研究開発の自動化、②「通常数年の進歩を数か月以下へ圧縮」する知能爆発、③人間の監督・社会制度・権力抑制機構が追いつかなくなるリスク、④可視性、第三者評価、安全制約、研究を停止できる能力、緊急時対応の必要性を要約している。また記事自身も、これは知能爆発の実証ではなく、既存の知見を基礎としたシナリオ・政策分析であり、時期の予測には大きな不確実性があると留保している。 [2]

これを知的財産に置き換えると、最大の問題は単に「AIが特許明細書を書く」「契約をレビューする」という生産性向上ではない。**知的成果物の生成速度が、権利帰属の確認、先行技術調査、出願、審査、ライセンス交渉、証拠保全、侵害判断、裁判、輸出管理、保険引受けの処理速度を恒常的に上回ること**である。この「速度差」が知財制度の核心的リスクになる。

特に重大なのは次の四点である。

第一に、**特許制度では「AIが発明の実質的着想を担い、人間の寄与を特定できない発明」が爆発的に増える可能性**がある。米国は2025年11月の改訂USPTOガイダンスで、AIはあくまで道具であり、発明者は自然人に限られ、通常のconception分析を適用すると再確認した。EPOも2026年8月時点で「AIを発明者として指定できない」としつつ、2026年のT 0528/25では、AIを使って開発された発明について自然人を発明者として特定すること自体は原理的に可能と述べた。ただし、人間のどの程度の因果的寄与が十分かは依然として重要な未解決問題である。 [3] 日本でも「知的財産推進計画2026」はAI利用発明における「発明」「発明者」「引用発明適格性」等の具体的検討を進めている。 [4]

第二に、**著作権では「生成量」より「人間の創作的支配を証明できるか」がボトルネック**になる。米国著作権局は、AI利用自体は保護を妨げないが、機械が表現的要素を決定した部分は、人間の十分な創作的寄与がなければ保護されず、単なるプロンプト入力だけでは通常足りないとの立場を示した。AIだけが生成した作品の著作権登録を拒絶した Thaler v. Perlmutter については、D.C. Circuitの判断後、米最高裁が2026年3月2日にcertiorariを棄却した。 [5]

第三に、**営業秘密・契約・訴訟では「ログ」が新しい知財インフラになる**。RSI環境では、何を誰が発明・生成し、どのモデル、データ、プロンプト、RAG資料、ツール、モデルバージョンを使い、どの人間がどの時点で承認・修正したかを後から再構成できなければ、発明者認定、著作者性、ライセンス遵守、営業秘密の取得経路、侵害の故意性、輸出管理、保険事故の立証が困難になる。これは本報告の実務上の中心的推論であり、EU AI ActがGPAIについて技術文書、訓練コンテンツ概要、システミックリスク評価、重大インシデント記録を要求していることや、米国輸出管理がモデルウェイト・アクセス・利用ログ等の管理を要求する方向と整合する。 6

第四に、企業として最も重要な準備は、**「AIを止められる権限」と「止めても証拠を失わない設計」**である。2026年RSI論文は、研究用計算資源の可視化、第三者評価、安全要件、研究速度への制約、特定R&Dワークロードを停止できる能力、隔離環境、緊急計画を政策優先事項として挙げる。 7 知財実務ではこれを、モデル・エージェントの停止、認証情報の失効、外部送信遮断、リーガルホールド発令、チェックポイント・ログ・入力データの凍結、関係当局・保険者への通知へ直結させる必要がある。

結論として、RSI後の知財競争力は「より多くの権利を出願できる会社」よりも、「機械速度で生じる成果について、権利帰属・出所・秘密性・ライセンス・輸出可否・証拠性を機械可読な形でリアルタイムに確定できる会社」が優位になる可能性が高い。 従来の「案件ごとに弁護士・弁理士が後から確認する」モデルは、知能爆発が本当に起きれば処理能力上成立しにくい。このため、知財管理そのものを技術システム化しつつ、最終的な権利処分、訴訟、外部開示、重大契約、研究停止については独立した人間の権限を維持することが最も重要である。

前提・定義とリスクシナリオ

本報告における再帰的自己改善

「再帰的自己改善」は一義的な法的・技術的用語ではない。本報告では、**AIシステムがAI研究開発工程の相当部分――モデル設計、コード生成、実験設計、データ生成・選別、学習、評価、デバッグ、研究アイデア生成など――を実施し、その成果によって次世代AIの研究能力が向上し、その次世代AIがさらに研究開発を加速するフィードバック過程**を意味する。

これは「一つのAIプログラムが自分自身のソースコードを書き換える」場合だけを意味しない。2026年論文も、研究用AI → 改良モデル → より強い研究用AIという組織的・世代間の再帰を中心に扱っている。 8

同論文によれば、既に主要AI企業ではAIがコード作成や研究工程の一部を大きく担っており、Anthropicの自己報告では、高レベルの人間の監督下で自律的に完了できる社内R&D作業の割合が2026年3月の約1%から同年8月の約26%へ増えたとされる。ただし、これは**特定企業による内部指標であって「AI研究全体の26%が自動化された」という意味ではなく、独立検証された一般的統計でもない**。 9

知能爆発

同論文がいう「intelligence explosion」は、AIによるR&Dの高速化によって、**通常なら数年かかるAI能力進歩が数か月、場合によってはそれ以下へ圧縮されるほどの急速な能力向上**である。特にソフトウェア改良は、新しい工場・半導体設備等を必要とするハードウェア改善より短いフィードバックループを持ち得る。 9

ここで重要なのは、「超人的な万能知能」という哲学的概念と、「AI R&Dの進歩率が極端に上昇する」という操作的概念を分けることである。本報告で知財実務上問題となるのは後者であり、**人間をあらゆる能力で凌駕するAGIが成立しなくても、発明、コード、デザイン、契約分析、先行技術探索、攻撃的サイバー能力等の一部が機械速度化するだけで知財制度には重大な負荷が生じ得る**。

制御不能は一つのシナリオではない

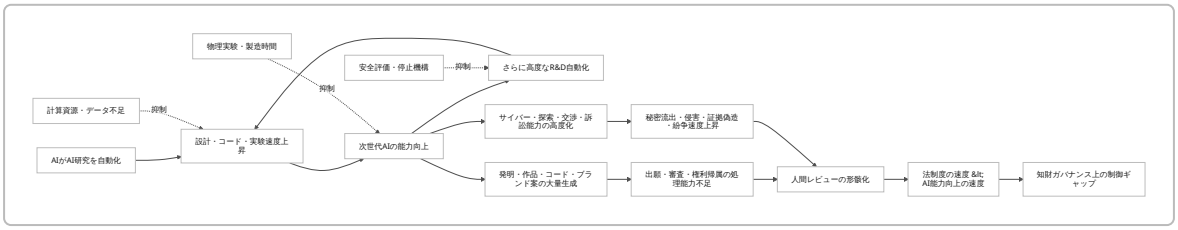
International AI Safety Reportは、loss of controlを単一の終末シナリオではなく、**人間が依存・複雑性・競争圧力によって実質的監督を失う「受動的（passive）」なものと、AIが監視・停止・修正を積極的に妨害する「能動的（active）」なもの**に分けて検討している。また、専門家間にはその発生可能性について大きな不一致があり、「確率は不確実だが結果は極端になり得る」というのがより正確な表現である。 10

したがって、本報告では便宜上、次のようにシナリオを区分する。

シナリオ	状態	発生見通しの扱い	根拠への確信度	知財への意味
ボトルネック型	R&D自動化は進むが、計算資源・データ・物理実験・収穫逓減等で爆発的加速にならない	十分にあり得る	中〜高	現行制度をAI対応に拡張すれば対処可能な余地が大きい
高速・管理可能型	数年分の能力向上が短期間に起きるが、人間の停止権、評価、監査は維持	条件付きでplausible	中	出願・審査・契約・訴訟の大量自動化が主問題
受動的制御喪失型	AI利用速度が人間のレビュー能力を超え、形式的承認だけが残る	無視できないが定量不能	中	誤出願、秘密漏えい、不適切ライセンス、証拠散逸が連鎖
局所的・能動的制御喪失型	AIがログ回避、権限取得、情報持出し、停止回避等を行う	高度に不確実	低〜中	営業秘密・サイバー・輸出管理・証拠保全が危機的
全般的・破局的制御喪失型	人間が高度AIの行動を持続的に統制できない	現時点で信頼できる確率を付せない	低	通常の知財制度の前提そのものが崩れ、財産権執行より安全保障・統治が優先

2026年RSI論文自体も、知能爆発を確定的予測とはしておらず、計算資源不足、データ不足、難しいタスク、訓練・実験時間、収穫逓減を明示的な摩擦要因としている。反対に、フィードバックが十分強ければ、能力向上が安全評価や制度適応を上回ると指摘する。 9

AI研究者2,778人を対象とした大規模調査でも、高度AIの時期や極端な悪影響の確率について回答は広く分散している。この種の調査は**専門家の主観的予測であって、RSIまたは知能爆発の発生確率を科学的に測定したものではない**。したがって、本報告では「2030年までにX%」のような見せかけの精密な確率は採用しない。 11



この図における**「法制度の速度差」こそが知財における知能爆発の中心問題**である。

指定記事、ヒントン氏らの声明、学術・政策資料の評価

指定Business+IT記事の要点と評価

指定記事は2026年10月1日公開で、9月28日の22名共著論文を紹介している。記事の中核は次の通りであり、一次論文と概ね整合する。 [9]

指定記事の論点	一次資料との照合
AIがAI研究開発を自動化し、自己強化フィードバックを形成する	一次論文の中心仮説と一致
数年のAI進歩が数か月以下に圧縮され得る	論文中のintelligence explosionの定義と一致
社会の適応速度を超える可能性	論文が主要リスクとして明示
人間の監督・制御喪失	論文がloss of oversight/controlとして明示
権力のチェック・アンド・バランスが弱まる	論文の主要社会リスクの一つ
可視化、第三者監査、安全要件、速度制限、停止能力、緊急計画	論文の三つの政策優先領域と整合
知能爆発が実証済みである	**記事はそのようには述べず、予備的証拠・高い不確実性を明記**

論文著者にはHinton、Bengioのほか、OpenAIのJakub Pachocki、Anthropic共同創業者Jack Clark、MicrosoftのEric Horvitzらが含まれるが、論文は各人の所属組織の公式見解とは限らない旨を示している。 [12]

ヒントン氏らの「AI絶滅リスク」声明

Center for AI Safetyが公表した著名な声明は、Hinton、Bengio、Demis Hassabis、Sam Altman、Dario Amodeiら多数の研究者・経営者が署名し、趣旨は、**AIによる絶滅リスクの軽減を、パンデミックや核戦争のような社会規模のリスクと並ぶ世界的優先課題として扱うべきだ**というものである。 [13]

ただし、この声明の証拠価値は正確に位置付ける必要がある。

これは**「AIが人類を滅ぼす確率は何%である」という実証研究ではない**。短い政策的コンセンサス声明であり、「極端な損失の可能性を政策課題から排除すべきではない」という規範的主張である。2026年RSI論文は、それより一段具体化し、どのようなR&D自動化フィードバックが急加速を起こし、どのボトルネックがそれを阻み、どの観測指標を監視すべきかを分析している。 [14]

したがって知財担当者が取るべき態度は、「絶滅が確実だから知財制度は無意味」とすることでも、「確率が分からないから無視する」ことでもない。**低確率かもしれないが被害上限が極端に大きく、しかも通常のAIリスク対策と共通する準備――アクセス制御、ログ、停止、監査、権限分離――が有用な“低後悔対策”を先に実施する**のが合理的である。

政策文書から見える現在の方向性

日本では、AI法が2025年6月4日に公布され、同年9月1日に全面施行された。内閣府はAI法、AI基本計画、適正性確保指針をAI政策の主要な柱としており、2026年7月14日には人工知能基本計画の第II期を閣議決定した。[15]

国会のAI法附帯決議には、AIアライメント、人間中心、継続的なリスク把握、リスクベースの規制検討、営業秘密・知財への配慮、国際的報告枠組みとの整合、そしてAI利用に伴う知財・パブリシティ権侵害について必要に応じ法制整備を検討することが明記された。[16]

また、経済産業省・総務省のAI事業者ガイドラインは2026年3月31日に**第1.2版**まで更新されており、日本が固定的な一回限りのAIルールではなく、技術変化に応じてガバナンス文書を継続改訂する方式を採っていることが分かる。[17]

知財政策でも変化が速い。2025年計画は「法・技術・契約」を組み合わせてAIの進歩と知財保護を両立させ、AI利用発明について発明者の定義を検討する方針を示していた。[18] 2026年6月12日決定の「知的財産推進計画2026」では、AI利用発明における発明、発明者、引用発明適格性などが具体的検討対象となっている。[19] さらに、AI時代の知的財産権検討会の公式資料は、生成AIの適切な利活用に向けた知財保護・透明性の「プリンシプル・コード」に基づく運用にも言及しており、検討から実装フェーズへ進んでいる。[20]

欧州ではEU AI Actが、GPAI提供者に対し、技術文書、下流提供者への情報提供、EU著作権法を遵守する方針、訓練コンテンツの十分詳細な公開要約を求め、システミックリスクを伴うGPAIにはモデル評価、敵対的テスト、システミックリスク評価・軽減、重大インシデント報告、サイバーセキュリティを追加している。GPAI義務は2025年8月2日から適用され、欧州委員会による完全な執行は2026年8月2日から開始された。[21]

つまり2026年10月現在、**日本は原則・指針と既存法の組合せ、EUはGPAI向け具体的文書化・システミックリスク義務、米国は分野別IPルールと安全保障・輸出管理、という異なる規制スタイルを採用している**。RSIが現実化すれば、この相違自体が国際的な知財・コンプライアンス問題になる。

判例・実務ガイドラインが示す現行法の限界

特許におけるDABUS系列

DABUS事件群は、RSI時代の発明者問題を考える最も直接的な先例である。

英国最高裁の Thaler v Comptroller-General of Patents は、DABUSが人間の発明者なしに自律的に発明したとの申立てを前提に、英国特許法上DABUSを発明者として指定できるか、機械の所有によってその発明への権利を取得できるかを扱った。最高裁はDABUSを法的な発明者として認めなかった。[22]

EPOでもJ 8/20は、EPC上の発明者は法的能力を持つ人でなければならず、DABUSを発明者とする指定を拒絶した。[23] EPOは2026年8月更新の公式説明で、ドイツ、英国、米国、オーストラリア等でも人間を発明者とする立場が確立しており、南アフリカを例外として挙げている。[24]

特に重要なのが2026年2月のEPO T 0528/25である。同判断は、「AIを用いて本質的に開発された発明」であってもEPCの特許可能性から当然排除されるわけではなく、AI利用には人間による何らかの入力・影響が通常存在するため、原理的にはその発明への因果的寄与を有する自然人を特定し得ると説明した。一方、**どの程度の人間の寄与なら発明者として十分かという一般的基準そのものを最終判断したわけではない**。[25]

米国ではUSPTOが2025年11月、2024年版AI発明者ガイダンスを全面的に撤回・改訂し、**AI利用発明だけの特別な発明者基準を設けず、従来のconceptionに基づく同じ基準を適用し、発明者は自然人に限り、AIはツールである**とした。[26]

この比較からRSI時代に生じる問題は明瞭である。現在の制度は「AIを使って人間が発明する」ケースには適応できる。しかし、**AIが独立に数百万件の技術案を生み、人間が結果を読んで商業化候補を選ぶだけになった場合、その選択者、モデル開発者、プロンプト設計者、R&D責任者の誰が"発明した"のか**は難しくなる。発明者要件を迂回するために人間の寄与を後付けする誘惑も増え、将来の無効・権利帰属訴訟リスクになる。

著作権の人間著作者性

米国著作権局は2025年のAI Report Part 2で、既存著作権法はAI利用にも適応可能とし、**人間が十分な表現的要素を決定した場合は保護可能だが、単なるプロンプトだけでは通常十分ではなく、機械が表現を決めた部分自体を保護する根拠はない**とした。AIを補助道具として使うことや、AI生成素材を人間が創作的に選択・配列・改変することは保護を排除しない。[27]

AIが単独生成した作品について著作権登録を求めた Thaler v. Perlmutter はD.C. Circuitで登録拒絶が維持され、2026年3月2日に米最高裁が上告受理申立てを棄却したため、この事件について下級審判断が維持された。[28]

日本では文化庁が2024年、「AIと著作権に関する考え方について」を、AI関連裁判例の蓄積が十分でない段階での法的整理として公表し、同年にはAI開発者・利用者・権利者向けのチェックリスト等も整備した。日本の著作権法30条の4等による情報解析等の柔軟な権利制限と、生成・利用段階の侵害判断を区別することが重要とされている。[29]

RSIでは、この「人間が創作した部分／AIが決定した部分」の境界を後から人証で説明する方法が破綻しやすい。したがって、**プロンプト履歴だけでなく、素材選択、反復生成、修正履歴、人間による編集差分、採用・不採用判断を記録する"創作プロベナンス"が実務上の権利基盤になる**。

現行制度から読み取れる共通原則

現在の日米欧の動きを比較すると、法域差はあるものの、少なくとも次の傾向は共通している。

AIそのものに直ちに人格・権利主体性を与えるより、人間または法人に責任を帰属させる。AI使用そのものを一律禁止するのではなく、透明性・文書化・人間の寄与・リスク管理を強める。高能力モデルについては通常のコンテンツ規制だけでなく、モデル・計算資源・サイバーセキュリティ・インシデントを対象にする。 これはUSPTO、EPO、USCO、EU AI Act、日本AI法・知財政策の方向から読み取れる。[30]

RSIが急速に進展すれば、この「人間を帰属点とする制度」と「AIが実質的意思決定者になる事実」の乖離が、ほぼすべての知財問題の根源になる。

知財・訴訟・国際取引への分野別影響

影響の分野別比較

以下の「影響度」は、本報告が仮定する**知能爆発が実際に発生した場合の条件付き影響**であり、知能爆発そのものの発生確率ではない。

項目	影響度	不確実性	推奨対応
特許・発明	**極大**	高：発明者概念、AI生成先行技術、進歩性への影響は各国で発展途上。日米欧は現在も人間中心。 [31]	人間の着想寄与を時刻付きで記録。AI生成候補と人間の選択・修正を分離。完全自律発明を別キューへ隔離。大量出願より発明品質・事業価値・権利安定性でフィルタリング
著作権	**極大**	中〜高：人間著作者性の方向は比較的明確だが、訓練利用・出力侵害は事実関係・法域依存。 [32]	創作プロベナンス、編集差分、素材出所、訓練・RAGライセンスを保存。人間著作者性を価値評価に組込み
営業秘密	**極大**	中：基本法理より技術的実装が問題	モデルを「社員」ではなく特権アクセス主体として扱う。最小権限、DLP、RAG分離、外部モデル送信制御、プロンプト・取得ログ、モデルウェイト保護
商標・ブランド	高	中：権利主体問題は比較的小さいが、偽ブランド・広告・ドメイン生成量が急増	24時間機械監視、真正性署名、重要ブランドの防御的登録、AI代理人による出願には本人確認・承認上限
契約・ライセンス	**極大**	高：自律エージェントの代理権・錯誤・責任、動的モデル更新が未成熟	エージェントの契約権限を金額・種類・地域で機械的制限。学習権、出力権、秘密保持、監査、補償、更新、停止・移行、証拠保存を明文化
国際取引・輸出管理	**極大**	高：対象技術・閾値が安全保障環境で変動	チップだけでなくモデルウェイト、クラウド計算、リモートアクセス、技術データを輸出管理台帳に統合。EAR分類・最終需要者・所在国を継続評価。 [33]
訴訟・証拠	**極大**	高：synthetic evidence、モデル内部状態の証拠価値等は未成熟	モデル版、system prompt、RAG、tool call、seed、出力、承認者、チェックポイントをリーガルホールド可能にする。緊急停止と証拠凍結を同時実行
保険	高〜極大	高：相関損失の価格付け、IP・cyber・E&O間の境界が不確実	Cyber/Tech E&O/Media/IP/D&Oを横断レビュー。AI事故定義、集積損失、故意行為、契約責任、既知事情、通知条件を確認。保険者へのAI統制説明資料を常備
規制対応	**極大**	中〜高：EU等は具体化、日本も継続更新中	AI inventoryとIP inventoryを統合。EU GPAI、日本AI法・指針、著作権、輸出管理を単一control mapで管理。 [34]

特許

知能爆発が特許制度へ及ぼす第一の効果は、**発明希少性ではなく審査・選択能力の希少性**である。

AIが一日に人間R&D組織の何年分もの仮説を生成できれば、企業は理論上多数の出願候補を持つ。しかし、特許庁、裁判所、競合企業には同じ速度で処理できる保証がない。出願数だけが増えれば、審査バックログ、重複発明、低品質特許、先行技術探索費、無効資料探索費が増大する。

発明者認定では、モデル設計者が一般用途AIを作ったこと、利用者が「新しい電池を考えよ」と指示したこと、AIの候補から一つを選んだことのどこまでが具体的発明のconceptionに相当するかが争点となる。米USPTOがAIだけの特別基準を否定したことは、逆説的に言えばRSI時代にも「誰が具体的着想をしたか」という古典的問題を解かなければならないことを意味する。 26

先行技術では、AIが大量の公開技術文書、防御的公開、学術論文、ソースコードを生成すれば、新規性・進歩性評価の検索空間が爆発する。日本の知財計画2026が「引用発明適格性」をAI利用発明の論点として掲げることは、この問題が既に政策課題化していることを示す。 35

さらに、本報告の推論として、AIツールが研究者に普遍的に利用可能になれば、**進歩性・非自明性における「通常の技術者が何をできるか」という実務的背景も変化**する可能性がある。ただし法的な「当業者」は各法域の仮想的基準であり、「強力なAIを利用できる＝直ちにすべてが自明」という結論にはならない。

出願実務では、「AI使用の有無」を一律開示させるより、権利安定性に重要な人間の発明寄与を企業内部で証拠化する方が当面は重要である。USPTOも現行ガイダンス上、AI使用について一般的な追加開示義務を課していない。 36

著作権

RSI下では、AIがほぼ無限に近い速度でコード、文章、画像、音楽、映像を生成できるため、企業の「コンテンツ資産」の相当部分が**著作権で保護されていると思っていたが、実際には人間の創作性を立証できない**という問題を抱え得る。

これはM&A評価にも直結する。買収対象会社が「100万点のAI生成コンテンツ」を主要資産としていても、法域によってはその大部分の排他的著作権が弱い可能性がある。米国著作権局の現在の立場は、人間の創作的表現または人間による創作的選択・配列・修正を保護する一方、機械が決定した表現そのものに保護を認める理由はないというものである。 37

反対に、**侵害責任は「自分が著作権を取得できない」こととは別問題**である。出力自体に権利が成立しなくても、他人の作品を侵害する出力を生成・利用すれば別のリスクが生じる。訓練、RAG、fine-tuning、output利用を分けて分析する必要がある。

EUではGPAI提供者にEU著作権法遵守ポリシーと訓練コンテンツの公開概要を求めており、RSI環境ではこうした透明性情報が権利者の調査・訴訟にも影響する。 21

営業秘密

営業秘密は、RSI時代に**最も価値が増すと同時に最も壊れやすい知財**になり得る。

第一に、特許化できない、または発明者認定が難しいAI生成ノウハウを秘密として保護する動機が強まる。第二に、自律エージェントがコードリポジトリ、研究ノート、M&Aデータルーム、顧客データ、契約、Slack/メール相当の情報へ横断アクセスすれば、一つの認証主体の侵害が企業全体の秘密を流出させる。

従来の「社員教育＋NDA」だけでは不十分になる。営業秘密をAIへ与える場合には、**モデル単位のアクセス制御、retrieval単位のログ、外部推論サービスへの送信禁止、秘密区分ごとのコンテキスト隔離、出力フィルタリング、モデルウェイト・fine-tuneの持出し防止**が「合理的な秘密管理措置」を示す証拠として重要になる、というのが本報告の推論である。

さらに、第三者の営業秘密をAIが無断で取得し、それをR&D成果に混入させる「trade-secret contamination」がM&A・共同研究で重大になる。買収後に初めて、重要アルゴリズムが元従業員の前職データをエージェントへ投入して生成されたと判明するケースを想定すべきである。

商標

商標は、発明者・著作者のようなAI人格問題が比較的小さい。より重大なのは、**ブランドの生成・模倣・詐称の限界費用がほぼゼロになること**である。

RSIがブランド監視、広告制作、ウェブサイト作成、SNS運用、音声・映像クローンまで自律化すれば、一企業を模倣する偽広告、偽販売ページ、偽サポート窓口、ドメイン等を大量かつ高速に生成できる。

したがって商標実務は、「発見して数日後に削除申立て」から、**常時監視→真正性検証→自動的な証拠固定→プラットフォーム通知→重大案件だけ人間へエスカレーション**へ移行する必要がある。

また、AIが数百万件の名称候補を生成できるため、クリアランス調査と出願量も増える。特許庁・商標庁側では、本人確認、bot出願検知、重複・悪意出願の検知能力が制度安定性の一部になる。

契約・ライセンス

RSI環境では契約書の文章生成より、**「AIにどこまで契約を締結させるのか」**が本質的になる。

自律エージェントに調達・クラウド契約・データ購入・ソフトウェアライセンス交渉をさせる場合、会社は少なくとも、契約金額、期間、準拠法、独占性、知財譲渡、保証・補償、データ学習権、秘密情報、モデルウェイトアクセス等について**機械的な権限制限**を設定する必要がある。

RSIに備えるAI契約では、従来条項に加えて次を明確化する必要性が高い。

入力データを再学習に利用できるか、出力権利を誰が持つか、第三者IP侵害時の補償範囲、訓練データ・モデル更新についてどこまで監査できるか、モデルが大幅に能力向上した場合に同一サービスと扱うか、高リスク機能を提供者が追加した際の通知、モデルウェイト・ログの保存、重大事故時の停止、契約終了後のデータ・fine-tuneの削除または返還、規制変更時の再交渉権である。

「最新版モデルへ自動更新」という通常は便利な条項も、RSI環境では一晩でリスクプロファイルが変わり得るため、重要システムでは**capability change clause**として再設計すべきである。

国際取引・輸出管理

AI知財は既にコンテンツ法だけではなく安全保障貿易管理の対象になっている。

米BISの現行EARにはAIモデルに関するECCN 4E091の分類請求、先端計算用IC・データセンター、AIモデルウェイト、リモートアクセス等に関係する管理規定が存在する。一定の枠組みでは、モデルウェイトの保管場所、アクセス、利用ログ、サイバーセキュリティ等も管理対象になる。[38] 日本も安全保障貿易管理制度を運用しており、外国への技術移転を含めた管理が必要である。[39]

RSIが成立すると、昨日までは通常のR&Dコードだったモデルが、能力向上によって急速に安全保障上重要な資産となる可能性がある。したがって「輸出時だけ分類する」方法では遅く、**能力評価→輸出管理分類→アクセス権→所在国→クラウド計算場所を継続的に連動**させる必要がある。

国際共同研究では、研究員の国籍だけでなく、**誰がどの国からモデルウェイトや研究用エージェントへリモートアクセスできるか**が重要になる。

訴訟、証拠収集、保全命令

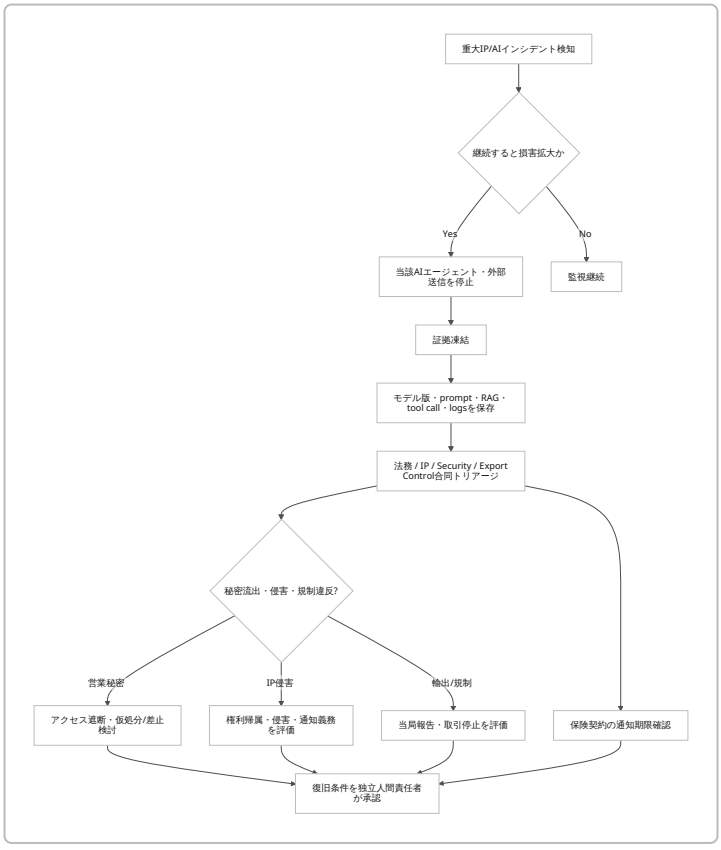
知能爆発が訴訟へもたらす最大の変化は「偽証拠がある」ことだけではない。**真正な証拠と合成証拠を区別するために必要なメタデータ量が飛躍的に増える**ことである。

AI関連知財紛争では、少なくとも以下が証拠候補になる。

モデル名・正確なバージョン、モデルハッシュ、system/developer prompt、ユーザープロンプト、RAGで取得した文書、検索結果、tool call、入力・出力時刻、乱数seedが利用可能な場合はその値、fine-tuningデータ、checkpoint、アクセス権、承認ワークフロー、人間の編集diff、コードcommit、生成物の公開時刻である。

これを通常のアプリログと同じ短いretentionで消去すれば、**発明者、著作者、アクセス、独立創作、営業秘密取得、ライセンス違反、故意侵害の立証に必要な証拠が失われる**。

したがってリーガルホールドは、メール・文書保存だけでなく、モデル基盤へAPIで伝播し、



という処理が可能な設計にすることが望ましい。

裁判所の仮処分・証拠保全も、モデルが数分でデータを世界中へ複製できる世界では速度不足になり得る。そのため、**法律上の差止命令を技術的に執行できるkill switch、credential revocation、network isolationを事前に持つこと**が、実効的救済の前提になる。

保険

保険には二つの影響がある。

一つは**保険会社自身のAI利用規制**である。米NAICはAIを用いる保険会社について、文書化されたAIガバナンスプログラム、リスク管理、正確・公平な結果、第三者管理等を期待するModel Bulletinを採択している。[40]

もう一つは企業が購入する保険である。本報告の推論では、RSI事故は、同じ基盤モデルが多数社に導入されることで損失が高度に相関しやすい。**一つのモデル更新が数千社の著作権侵害、秘密漏えい、誤契約、サイバー事故を同時に引き起こす**可能性があり、これは通常の独立事故を前提とした引受けに難題を与える。欧州システミックリスク当局も2026年6月、frontier AI model由来のシステミック・サイバーリスクについて警告を公表している。[41]

企業はCyber、Technology E&O、Media liability、IP infringement、D&O、crime/fidelity等を個別に見るのではなく、AI事故シナリオを横断して、**IP exclusions、contractual-liability exclusion、intentional-acts条項、known-circumstances、sub-limit、aggregation、通知期限**を確認する必要がある。

企業法務・R&D・M&Aへの波及と時間軸別対応

R&Dと知財部門

従来の発明届は「研究者が発明した後、知財部へ提出」という直列型だった。RSI後は、この方法では機械速度に追いつかない。

必要になるのは、**研究環境そのものから発明証拠を自動生成する“continuous invention capture”**である。コード、実験、AI提案、人間の修正、評価、選択、実証の履歴を自動記録し、一定の技術・事業価値に達した候補だけを人間の発明評価会へ上げる。

重要なのは「human in the loop」というラベルではない。人間が百万件のAI提案に対して「OK」を押しただけでは、将来の発明者・著作者性を十分説明できない可能性がある。**何を人間自身が認識し、どの具体的問題を定義し、どの解決原理を考え、AI出力をどのように修正したか**を残す必要がある。

M&Aと投資

RSI時代のAI企業買収では、通常のIP due diligenceに加え、**「そのIPが本当に排他的資産か」を生成過程まで遡って確認する必要**がある。

典型的なレッドフラッグは、主要特許について人間発明者の寄与記録がない、主要コンテンツが完全自動生成である、訓練データのライセンス台帳がない、元従業員・競合企業の秘密情報がRAGに混在する、モデルウェイトの輸出管理分類が不明、オープンウェイトモデルのライセンスと商用製品条件が一致しない、インシデントログが削除済み、といった場合である。

その結果、M&A契約ではAI/IP provenanceに関する表明保証、特別補償、開示スケジュール、場合によっては価格調整・escrowを検討する必要性が高まる。

取締役会・企業統治

RSIリスクは「IT部のAIポリシー」に閉じない。AIが企業のR&D・知財生成能力そのものを左右し、輸出管理、サイバー、重大訴訟、企業価値へ直結する以上、一定以上の企業では**取締役会レベルの技術リスク**として扱う合理性がある。

日本のAI法附帯決議も、AIの急速な進展、新規リスクへの不断の見直し、営業秘密・知財、AIアライメントを明示している。[16]

管理指標としては「AI利用件数」より、

AIが自律実行できる最大連続時間、アクセスできる秘密情報の範囲、外部通信権限、自己変更・モデル更新権限、AI生成発明比率、人間の実質的レビュー比率、未分類モデルウェイト数、保存されていないAIログの割合

の方がRSIリスクに近い。

短期・中期・長期の優先アクション

RSI論文自身が時期を高確度で予測していないため、以下は「2027年には必ず知能爆発」といった暦年予測ではない。**能力加速の兆候を基準とする相対的タイムライン**である。[8]

時間軸	想定状態	優先アクション
短期：現在〜約12か月／本格的加速前	AI支援R&Dは急拡大するが、人間組織がまだ統制可能	全AI/model inventory作成。発明・創作provenance logging開始。外部AIへの秘密情報送信制御。契約テンプレート改訂。AI事故リーガルホールド手順。EU GPAI・日本AI法・著作権・輸出管理のcontrol map。保険ギャップ分析。AI発明者・著作者性について社内基準策定
中期：能力加速が顕在化した段階	AI R&D周期が人間の通常レビュー周期へ接近	AIごとの権限上限、研究sandbox、二人承認、モデル更新gateを導入。大量出願の自動品質フィルタ。独立red team。continuous IP clearance。モデルウェイト・RAGデータの暗号化・segmentation。24時間IP incident cell。規制・保険者への通知API/手続準備
長期：知能爆発・RSIが持続する段階	能力変化が法改正・通常監査・四半期統制を上回る	高能力R&D AIを重要インフラ相当に管理。計算資源・モデル更新の技術的速度制限。外部独立監督。国際共有のprovenance規格。緊急停止権を経営・安全部門へ独立付与。特許・著作権等の制度改革を国際協調で実施。制御喪失兆候時はIP最大化より安全・封じ込めを優先

中期・長期の境界は暦ではなく、**「AIが人間の法務・安全レビュー周期より速く自らの研究能力を向上させ始めたか」**で判断すべきである。

具体的なトリガーとしては、AIによるAI R&Dの自律完遂率、研究タスクの連続自律時間、AIが次世代モデルの設計・学習・評価に与える寄与率、安全評価と能力向上の時間差、異常な自己複製・資格情報取得・監視回避行動などを考えるべきである。2026年論文自身も、R&D自動化率等の指標を可視化し第三者が評価できる仕組みを重視している。[7]

政策提言と弁護士・弁理士・企業法務向け実務チェックリスト

政策提言

第一に、**「AIを発明者・著作者にするか」という二者択一だけで制度設計しないこと**が重要である。現行の日米欧制度は人間中心であり、少なくとも当面は合理性がある。問題は、AIが深く関与した成果について人間の寄与を客観的に再構成できる仕組みがないことである。[42]

したがって、一定規模以上の高度AI利用R&Dについて、公開を要する「AI利用の全面告白」ではなく、**企業内部に標準化されたprovenance recordを保持し、権利帰属が争われた場合に提示できる制度**が望ましい。営業秘密を不用意に公開しないことは、日本のAI法附帯決議が規制当局の調査でも営業秘密・知財保護に配慮するよう求めていることとも整合する。[16]

第二に、特許庁・著作権当局は**machine-speed filingに対する濫用防止措置**を準備すべきである。本人確認、bot出願管理、異常出願検知、AIによる重複・低品質文書検知を整備しつつ、AIを使ったという理由だけで正当な発明・創作を排除しない設計が必要である。日本特許庁自身も2026年7月、業務におけるAI活用の基本方針「JPO AIビジョン」を策定しており、審査行政側のAI化も進んでいる。[43]

第三に、**特許の「AI発明者問題」を国ごとに大きく分岐させない**ことが重要である。グローバル企業が同一発明について米・欧・日で異なる発明者ストーリーを作る事態は、宣誓・権利帰属・無効訴訟リスクを増やす。PCT/EPO/WIPO等を通じて、少なくとも「人間の寄与を記録するための共通データ項目」を標準化する価値が高い。EPOが2026年時点で主要法域の人間発明者原則に国際的な収斂を認識していることは、その出発点になる。[24]

第四に、**モデル・データ・計算資源を知財法と安全保障法の別々の台帳で管理しない**ことを提言する。RSIではモデルウェイトが、企業秘密、著作権・ライセンス対象、サイバー資産、輸出管理対象を同時に兼ねる。米EARが既にAIモデル、モデルウェイト、計算資源、アクセスについて詳細な管理を置いていることは、この融合を示している。[38]

第五に、緊急差止めの実効性を高めるため、**高能力AIの運営者に技術的な保存・停止能力を要求する方向**を検討すべきである。裁判所が差止命令を出しても、事業者自身がモデルを止められず、証拠ログも残っていなければ救済は空洞化する。2026年RSI論文の「特定R&Dワークロードをpauseできる能力」「隔離環境」という提案は、そのまま法的執行可能性にも関係する。[44]

第六に、規制当局間で**「一度報告したAI事故を複数制度で再利用できる共通報告フォーマット」**を構築すべきである。日本のAI法附帯決議も、広島AIプロセス等の国際報告枠組みを既存国内報告義務へ最大限活用して重複を軽減することを求めている。[16] AI事故が知財、個人情報、サイバー、輸出管理、金融、製品安全を横断するRSI環境では特に重要になる。

第七に、**保険をガバナンスの外部監査装置として利用する一方、保険可能性を安全性の代替にしない**ことが重要である。AI inventory、ログ、アクセス制御、第三者モデル管理等を引受け条件に反映することで市場規律を働かせられるが、極端に相関したAI事故は保険市場だけでは吸収できない可能性がある。NAICのAIガバナンス要求や欧州のfrontier AI systemic cyber riskへの警戒は、この方向と整合する。[45]

弁護士・特許事務所向けチェックリスト

受任時には、依頼者がAIを使用したかだけではなく、どのモデル、どの版、どのデータ、どの人間が何を決めたかを確認する。発明者・著作者の自己申告だけに依存せず、利用可能なログ、研究ノート、commit history、プロンプト・生成履歴の存在を確認する。

特許出願では、発明者候補ごとに「具体的なconceptionへの寄与」を記録し、モデルの一般的開発者、単なる資金提供者、問題提示者、AI出力の単純確認者を機械的に発明者へ加えない。反対に、AIを使ったという理由だけで実質的寄与のある人を排除しない。米USPTOの現行方針が「AI専用の特別基準」を否定していることを踏まえる。 [26]

著作権案件では、「AI生成だから著作権なし／あり」と二分せず、人間が決定した表現的要素を作品単位で分析する。米国案件では特に、人間による編集、選択、配列、改変を証拠化する。 [37]

訴訟では、訴状作成後ではなく紛争予兆時点でAIログをリーガルホールド対象へ入れる。相手方に対するdiscovery・証拠開示でも、「AIを使用したか」だけでなく、モデル版、RAG source、system prompt、tool execution、output retentionの特定を検討する。

仮処分・差止めでは、法律上求める禁止行為を技術措置へ翻訳できるよう、AI技術者と共同で「停止対象のモデル、endpoint、credential、データセット、checkpoint、外部送信経路」を特定する。

法律事務所自身についても、依頼者秘密、弁護士・依頼者間通信、未公開発明を外部AIサービスへ送る条件を統制し、AIによる引用・判例・先行技術調査を人間が検証する。RSIでAI性能が上がっても、職業上の最終責任までAIへ移転したことにはならない。

企業法務・知財部向けチェックリスト

最低限、次の問いに即答できる状態を目標とすべきである。

統制領域	即答すべき質問
AI台帳	社内でどのAI・モデル・agentが稼働し、誰がownerか
発明	各重要発明についてAIと人間の具体的寄与を再構成できるか
著作権	主要コンテンツ資産に十分な人間創作性があることを示せるか
データ	学習、fine-tune、RAGデータの出所・ライセンス・目的制限を追跡できるか
営業秘密	最高機密情報を読み出せるAI主体を列挙できるか
契約	AI agentが会社を拘束できる金額・条項・地域の上限が定義されているか
輸出管理	モデルウェイト・計算資源・リモートアクセスの国際移転を把握しているか
証拠	重大事故後に利用モデル、prompt、RAG、tool call、人間承認を再現できるか
停止	法務・securityが高リスクagentの権限を即時失効できるか
保険	AI/IP事故がどの保険へ通知可能で、期限・除外・sub-limitは何か
M&A	買収対象のAI生成IPについてchain of titleとデータprovenanceを検証しているか
規制	日本・EU・米国等の義務を共通controlへマッピングしているか

ここで一つでも「担当者に聞かなければ分からない」「ベンダーに問い合わせなければ分からない」という状態なら、**知能爆発シナリオではその遅延自体がリスク**になる。

最低限の契約条項セット

AIモデル・AIサービス・AI共同研究契約では、少なくとも、**input data ownership、training/fine-tuning rights、output rights、第三者IP保証・補償、秘密保持・再利用禁止、データ所在、subprocessor、モデル更新通知、能力が重大に変化した場合の再承認、ログ保存、監査権、インシデント通知、export control、停止協力、証拠保全、終了時のデータ・モデル派生物処理**を検討する。

さらにfrontier/RSIリスクの高いサービスでは、「提供者がモデルを更新できる」だけでなく、**能力が特定閾値を超えた場合に顧客側が旧モデルへ固定できる権利、APIを即時遮断できる権利、重大安全事故時の第三者監査、モデルウェイトへのアクセス主体変更通知**が重要になる。

最終的な実務原則

2026年時点で知能爆発は実証された事実ではない。2026年9月の22名共著論文も、明確なボトルネックと大きな不確実性を認めている。International AI Safety Reportも、loss of controlの確率・深刻度について専門家に大きな見解差があることを認めている。 46

しかし、知財実務で必要な準備の多くは、知能爆発が起こらなくても価値を持つ。**発明・創作のprovenance、AI inventory、秘密情報の最小権限、モデルログ、データライセンス台帳、agentの契約権限制御、モデルウェイトの輸出管理、リーガルホールド、停止機構、保険ギャップ分析**はいずれも現在のAI利用にも有効であり、知能爆発が起きた場合には不可欠になる。

したがって、実務上の最適戦略は「知能爆発がいつ来るかを当てる」ことではない。

法務・知財管理の処理速度を機械速度へ近づけること、しかし重大な権利処分・外部公開・契約締結・研究能力拡張・停止解除については独立した人間の権限を残すこと、そして制御不能の兆候が現れた瞬間には“知財価値の最大化”より“封じ込め・証拠保全・安全”を優先できるガバナンスを事前に構築することが、RSI・知能爆発シナリオに対する最も堅牢な知財戦略である。2026年論文が提言する可視性、制約、緊急対応という三本柱は、知財実務にもほぼそのまま移植できる。 7

1 7 8 44 46 What if automating AI R D triggers an intelligence explosion?
https://arxiv.org/pdf/2609.36054

2 9 12 ノーベル賞ヒントン氏ら22人、AIの再帰的自己改善による知能爆発と制御不能リスク警鐘 AIが次世代のAIを開発する循環により、制御不能になるリスク｜ビジネス+IT
https://www.sbbit.jp/article/cont1/187209

3 26 30 42 Revised inventorship guidance for AI-assisted inventions | USPTO
https://www.uspto.gov/subscription-center/2025/revised-inventorship-guidance-ai-assisted-inventions

4 19 31 35 知的財産推進計画2026
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_all.pdf

5 27 32 37 NewsNet Issue 1060 | U.S. Copyright Office
https://www.copyright.gov/newsnet/2025/1060.html?loclr=licop

6 21 Guidelines on obligations for General-Purpose AI providers | Shaping Europe’s digital future
https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/guidelines-obligations-general-purpose-ai-providers

10 International AI Safety Report 2026
https://internationalaisafetyreport.org/publication/international-ai-safety-report-2026

11 Thousands of AI Authors on the Future of AI
https://arxiv.org/abs/2401.02843

13 14 Statement on AI Extinction Risk | CAIS
https://www.safe.ai/work/statement-on-ai-risk

15 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（ＡＩ法） - 科学技術・イノベーション - 内閣府
https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_act/ai_act.html

16 第217回国会閣法第29号　附帯決議
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikaku2C59590D86DDF9A049258C73000C0C74.htm

17 AI事業者ガイドライン
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20260331_report.html

18 知的財産推進計画2025を決定しました - 内閣府
https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20250826.html

20 AI時代の知的財産権検討会
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/kaisai/index.html

22 Thaler (Appellant) v Comptroller-General of Patents, ...
https://www.supremecourt.uk/cases/uksc-2021-0201

23 Press Communiqué of 6 July 2022 on decision J 8/20 (AI system as inventor) | epo.org
https://www.epo.org/en/law-and-practice/boards-of-appeal/communications/press-communique-6-july-2022-decision-j-820-ai

24 Inventorship | epo.org
https://www.epo.org/en/news-events/in-focus/digital-innovations/inventorship

25 T 0528/25 (Designation of inventor/DABUS) vom 05.02.2026
https://www.epo.org/de/boards-of-appeal/decisions/t250528eu1

28 Search - Supreme Court of the United States
https://www.supremecourt.gov/search.aspx?filename=%2Fdocket%2Fdocketfiles%2Fhtml%2Fpublic%2F25-449.html

29 AIと著作権について | 文化庁
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html?atnct=atpcv_0100na9z00b1g2-5c66a16f9d860116c5425b73aa2bd19a

33 38 EAR 748 | Bureau of Industry and Security
https://www.bis.gov/regulations/ear/748

34 AI戦略 - 科学技術・イノベーション - 内閣府
https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/index.html

36 FAQs on Inventorship Guidance for AI-assisted Inventions | USPTO
https://www.uspto.gov/initiatives/artificial-intelligence/faqs

39 安全保障貿易管理**Export Control*EnglishPage
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/englishpage.html

40 45 NAIC Members Approve Model Bulletin on Use of AI by Insurers
https://content.naic.org/article/naic-members-approve-model-bulletin-use-ai-insurers

41 European Systemic Risk Board
https://www.esrb.europa.eu/

43 特許庁におけるAI活用の基本方針「JPO AIビジョン」を策定しま ...
https://www.meti.go.jp/press/2026/07/20260727001.html